

岐阜県公報

第二千八百十八号
平成二十一年十月九日

(金曜日)

目次

告示

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定解除
救急医療施設の委嘱
保安林に指定する予定である旨の通知
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知
道路の供用開始

(地球環境課) 六四五
(医療整備課) 六四五
(治山課) 六四六
(同) 六四六
(道路維持課) 六四七

公示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
公共測量の実施
公共測量の終了
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
土地改良区役員の退任及び就任

(農地計画課) 六四八
(建設政策課) 六四八
(用地課) 六四九
(同) 六五〇
(都市政策課) 六五〇
(可茂農林事務所) 六五二

告示

岐阜県告示第五百七十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定を解除する区域

平成十八年岐阜県告示第三百八十三号により指定した区域(安八郡安八町氷取字元沼三七四番一の全部及び三七五番一の一部)の全部

二 指定に係る特定有害物質の名称

シス 一・二 ジクロロエチレン、ジクロロメタン及びトリクロロエチレン

岐阜県告示第五百七十五号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十一年九月十九日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱(昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号)第四の規定により告示する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名	所在地	有効期限
みどり病院	岐阜市北山二丁目一四番二四号	平成二四・九・一八

岐阜県告示第五百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字寺ヶ野一〇九三、一〇九四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字轡轡師一六八一

岐阜県知事 古田 肇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山県市大字長滝字釜ヶ谷二七の六の三

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
岐阜 南線	羽島郡岐南町徳田西三丁目一 四一の一番地先から 同 郡同 町同 三の二番地先まで	六	二〇・六〇	平成 三・〇・九	平成 三・七・七

岐阜県告示第五百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
岐阜 野時 尻下線	大垣市上石津町打上字竹成一 〇四一番地先地内		一三・四	平成 三・二〇・九	平成 三・七・七

岐阜県告示第五百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
一般 国道 二百四十 八号	関市東田原字裏川八五三番三 地先から 同市同 字石原一〇六一番 一二地先まで		一七・〇	平成 三・二〇・九	平成 一九・一〇・三

公 示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を各務原市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
各務原市北東部地区	各務原市役所	平成二一・一〇・一一から二一・一〇・一〇まで

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十一年七月十三日	株式会社 岐阜クボタ	取締役 長 神野 明	岐阜市茜部菱野一丁目一四番地の一	般二一〇〇四二六	機械器具設置工事業
平成二十一年七月二十一日	ヤマガタヤ建設株式会社	代表取締役 吉田 隆彦	岐阜市竜田町三丁目六番地	般十八八九七	建築 大工とび・土工、タイル・れんが・ブロック、

平成二十一年八月十一日	ふじしろ 工匠	藤白徹志	飛騨市古川町末広町二番三	般二十九五〇〇七二	建築工事業
平成二十一年八月十一日	株式会社 丸茂	代表取締役 齋藤 繁	飛騨市古川町太江三〇九二	般十七一六八五四	とび・土工工事業
平成二十一年八月十一日	株式会社 板屋重機建設株式	代表取締役 田中 英伸	本巣市根尾東板屋字牧ヶ島一五〇二番地	般十九一六四五〇	建築工事業
平成二十一年八月五日	株式会社 理研メディカル	代表取締役 山田 節代	岐阜市根尾菱野二丁目一五番地	般・特十七一〇一五〇四	土木、建築及び内装仕上工事業
平成二十一年八月四日	有限会社 ランドトク	代表取締役 下川 将人	岐阜市岩倉町三丁目九番地	般十七一〇〇七七九	土木、とび・土工、鋼構造物及び造園工事業
平成二十一年七月三十一日	赤尾建設	赤尾貞三	海津市平田町三郷四八	般十九一一〇	建築工事業
平成二十一年七月二十九日	有限会社 鈴木興業	代表取締役 鈴木 一匡	可児市土田六八八番地一	般十六五〇〇四〇〇	土木、石、ほ装、塗装及び水道施設工事業
平成二十一年七月二十八日	有限会社 馬場建築	代表取締役 馬場 二郎	可児市今渡一四九三八番地の四	般十八五〇〇二六九	建築 大工及びとび・土工工事業
平成二十一年七月二十七日	原田興業	原田康史	山県市西深瀬四九八番地	般二十一〇二二二〇	とび・土工工事業
平成二十一年七月二十四日	株式会社 サ力斗	代表取締役 酒井 聡	羽島郡岐南町徳田西三五九	般十八五九五三	屋根、板金、塗装及び防水工事業
平成二十一年七月二十一日	今井建設工業株式	代表取締役 今井 真治	中津川市茄子川一八一四番地	般十九九七七	ほ装工事業
平成二十一年七月二十一日	内装仕上及び建具工事業				

十三日	平成一 年八月 十三日	崇南設備	杉原悦子	瑞穂市十七 条二八番地	般十七・十 八一七〇 七八	管及び水道施設工 事業
平成一 年八月 十四日	平成一 年八月 十四日	有限会社 谷口造園 土木	代表取締 役 谷口 喜久	本巣市金原五 五一二	般十七一 〇一五四七	管工事業
平成一 年八月 十七日	平成一 年八月 十七日	サコウ建 築	酒向浩二	美濃加茂市蜂 屋町上峰屋一 九九四番地一	般十七五 〇〇四四一	建築及び大工工 業
平成一 年八月 十七日	平成一 年八月 十七日	島岡組	島岡貞信	揖斐郡揖斐川 町東杉原四五 二	般十八一 六〇六四	土木工事業
平成一 年八月 二十日	平成一 年八月 二十日	高也防災	高松哲也	高山市江名子 町二九〇番 地二二	般十七八 五〇三三四	とび・土工工事業
平成一 年八月 二十一日	平成一 年八月 二十一日	株式会社 東海錦組	代表取締 役 小森 浩司	羽島市江吉良 町字九ノ田二 六八八番地の 一	般十八一 〇〇九四〇	土木、とび・土工 及びび装工事業
平成一 年八月 二十四日	平成一 年八月 二十四日	株式会社 安藤建設	代表取締 役 安藤 育孝	土岐市泉町定 林寺五二番地 の一	般十八一 五八八八	土木工事業
平成一 年八月 二十五日	平成一 年八月 二十五日	帝国建設 株式会社	代表取締 役 小玉 論	揖斐郡揖斐川 町上南方二二 〇〇九五	般十九一 六四〇五	建築、大工、屋根 タイル・れんが・ ブロック及び内装 仕上工事業
平成一 年八月 二十六日	平成一 年八月 二十六日	三起建設 有限会社	代表取締 役 板橋 一郎	羽島郡岐南町 八剣北六丁目 三〇番地	般十七一 一八八二	管工事業
平成一 年九月 二日	平成一 年九月 二日	有限会社 松本工業	代表取締 役 松本 富幸	高山市山田町 一二七九番地 の一	般十八一 六一一六	管工事業

平成一 年九月 二日	平成一 年九月 八日	平成一 年九月 十日	有限会社 中京総合 サービス	代表取締 役 馬場 潤治	岐阜市野一色 八丁目一七番 一―号	般十九一 〇〇〇四八	大工及び内装仕上 工事業
平成一 年九月 八日	平成一 年九月 八日	平成一 年九月 十日	曙工業株 式会社	代表取締 役 洞勝 則	高山市松之木 町一二七八番 地の一	特十九一 〇〇一四	建築、大工、屋根 タイル・れんが・ ブロック、鋼構造 物及び内装仕上 事業
平成一 年九月 十日	平成一 年九月 十日	平成一 年九月 十日	まるよし 澤田建設 株式会社	代表取締 役 澤田 紀広	岐阜市野一色 三丁目二番四 号	般二十一 六七一五	建築工事業
平成一 年九月 十日	平成一 年九月 十日	平成一 年九月 十日	岡田工務 店	岡田隆一	瑞穂市森七五 三番地二六	般十八一 三九六一	大工及びとび・土 工工事業

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
 第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり
 公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十
 四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所
- 二 作業種類
公共測量（水準測量）
- 三 作業期間
平成二十一年十月一日から
同 二十二年三月十二日まで

四 作業地域

羽島市、海津市及び養老郡養老町地内

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

東海防衛支局

二 作業種類

公共測量（用地実測図作成及び基準点測量）

三 作業期間

平成二十一年六月二十六日から

同二十一年九月十日まで

四 作業地域

各務原市那加楠町、鷺沼三ツ池町及び鷺沼朝日町地内

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡白川町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡白川町大字赤河の一部（赤河）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡白川町（大字赤河の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡白川町（大字赤河の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十月九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市付知町の一部（4区）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（付知町の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（付知町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十月九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市下石町の一部（土岐市下石第1）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（下石町の一部）の地籍図

岐阜県土岐市（下石町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十月九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市下石町の一部（土岐市下石第2）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（下石町の一部）の地籍図

岐阜県土岐市（下石町の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十一年十月九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市下石町の一部（土岐市下石第3）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（下石町の一部）の地籍図

岐阜県土岐市（下石町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十月九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市妻木町の一部(土岐市妻木第1)

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市(妻木町の一部)の地籍図

岐阜県土岐市(妻木町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十月九日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住所
美濃加茂市	平成三〇・九・九	理事	渡邊直由	美濃加茂市太田本町三丁目二番一〇号
右岸用水			伊藤千之助	西町 三丁目三〇番地
市木川			渡邊弘利	太田町 二八五六番地
土地改良区			渡邊浩司	川合町二丁目九番三二号
			渡邊俊彦	本郷町六丁目四番一五号
			松田好道	山之上町 三五四八番地
			長尾光裕	一〇九二番地一五
			井戸勇	蜂屋町下蜂屋一〇三三番地一

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住所
美濃加茂市	平成三〇・九・二〇	理事	渡邊直由	美濃加茂市太田本町三丁目二番一〇号
右岸用水			稲垣克巳	西町 三丁目七五番地
市木川			豊吉哲郎	太田本町四丁目一〇番七号
土地改良区			渡邊浩司	川合町二丁目九番三二号
			渡邊俊彦	本郷町六丁目四番一五号
			松田好道	山之上町 三五四八番地
			小藤重伸	一六九番地三
			井戸勇	蜂屋町下蜂屋一〇三三番地二
			日江洋二	上蜂屋三〇二九番地一
			高井義次	美濃加茂市加茂野町鷹之巢八七六番地
			木村透	木野一〇九七番地
			鈴木義巳	美濃加茂市下米田町西脇四三三番地
			杉山庄八	則光三九三番地
			池田愛彦	美濃加茂市伊深町 九三七番地一
			小川達夫	下米田町山本一九八番地
		監事	高井義次	美濃加茂市加茂野町鷹之巢八七六番地
			織部正道	今泉一〇五九番地
			鈴木義巳	美濃加茂市下米田町西脇四三三番地
			杉山庄八	則光三九三番地
			長谷部勇	美濃加茂市伊深町 一五〇七番地
			土屋保	下米田町為岡三〇一番地
		監事	木村慶男	蜂屋町中蜂屋八六六番地
			高井一巳	加茂野町鷹之巢八三三番地

同 同
高 木
井 村
一 慶
巳 男
同 同

加茂野町鷹之巣八三三番地
蜂屋町中蜂屋八六六番地

平成二十一年十月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社